



**宇城市役所**  
〒869-0592  
熊本県宇城市松橋町大野85  
**本庁** ☎(32)11111  
**三角支所** ☎(53)11111  
**不知火支所** ☎(33)11111  
**小川支所** ☎(43)11111  
**豊野支所** ☎(45)21111

**農業委員会への  
申請締切日の変更**

農業委員会では、原則毎月10日に総会を開催し、農地法などの申請について審議をしています。  
申請の締切日は、総会日前月の25日ですが、12月の申請締切日 次のように変更します。  
**12月の締切日** 12月20日☎

☎(32)1341  
農業委員会事務局 庶務係

**食品ロスゼロを目指す  
取り組みを始めます**

食べられるのに捨てられる「食品ロス」。皆さんも一緒にゼロを目指して取り組んでいきましょう。  
家庭から出る生ごみの中には、手付かずの食品や、賞味期限前に捨てられているものもあります。また、調理するときに食べられる部分を過剰に捨てていることも食品ロスの原因になっています。  
**フードロス・ゼロ・プロジェクト**  
市では、食品ロス削減を目指す取り組みを「フードロス・ゼロ・プロジェクト」と名付けて展開していきます。  
家庭ごみの約4割を占める食品ロスを一人一人が削減に努めることで、家計のコストとごみの量を減量することが目的です。



**障害者控除対象者  
認定書の交付**

確定申告時に本人または本人を扶養する親族が提出すると、所得税と住民税の障害者控除が受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

- 対象** 次の全てに該当する人
- ・市在住で65歳以上
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けていない
  - ・介護保険の要支援や要介護の認定を受けている場合、介護認定時の資料で身体の状態が「準寝たきり」「認知症で介護を要する」など、障害者に準ずる基準のいずれかに該当する

※基準に該当するかは、介護認定時の資料により市が判定します。介護保険の認定を受けていない人は職員の訪問調査などを行い判定します。判定には時間がかかる場合がありますので、早めに申請してください。  
**申請方法** 高齢介護課または各支所窓口係に申請書を提出

☎(32)1406  
高齢介護課 高齢者支援係

**後期高齢者  
医療保険制度**

後期高齢者(75歳以上)が対象ですが、65〜74歳で一定の障害がある人も加入することができます。  
**対象** 次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳1〜3級を持つ
- ・身体障害者手帳4級を持ち次のいずれかに該当する場合
- ①音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害
- ②両下肢全ての指を欠く
- ③1下肢を2分の1以上欠く
- ④1下肢の著しい障害
- ・療育手帳A1・A2を持つ
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ
- ・障害基礎年金1・2級の国民年金証書を持つ

※障害認定の申請は任意です。  
**持参物** ・印鑑

・障害の程度が分かるもの(各種障害者手帳、療育手帳、障害年金証書など)・使用中の保険証  
・使用中の特定疾病療養受療書(該当者のみ)  
※詳しくはお問い合わせください。  
☎(32)1417  
市民課 高齢者医療係

**犬を飼ったら  
必ず登録と予防注射を**

犬の飼い主には次のことが義務付けられています。  
・犬の登録をする  
・鑑札、注射済票を犬に装着する  
・年1回、予防注射を受けさせる  
※引越しや譲渡などで犬の登録事項に変更がある場合や、犬が死亡した場合には、必ず届け出てください。



☎(32)1598  
衛生環境課 衛生環境係

**墓地にお墓を建てるには  
市長の許可が必要です**

墓地、納骨堂を建てたり、火葬場を経営しようとする場合は、事前に市長の許可が必要です。無許可の場合、罰金が科せられることがあります。  
☎(32)1598  
衛生環境課 衛生環境係

**一部損壊世帯への  
県義援金の配分**

熊本地震による一部損壊の罹災証明を受け、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯に10万円を配分します。すでに申請した人は、再申請できません。  
**申請期限**  
平成31年3月29日☎

※申請までに工事が完了していることが必要です。  
**対象工事**

- ・日常生活に欠くことができない部分の修理
- ※内装や外溝のみの工事、家電製品の修理などは除きます。
- 必要書類** ・印鑑
- ・罹災証明書
- ・世帯主の通帳(写し)
- ・修理工事の明細が分かる書類(見積書、請求書など)
- ・領収書

・対象外の工事が書類上で区分できない場合は工事前後の写真  
**申請場所**  
本庁社会福祉課窓口

※詳しくはお問い合わせください。  
☎(32)1388  
社会福祉課 地域福祉係

**食品ロスを減らすポイント**

- ・食材は買い過ぎず、使い切り、食べ切りましょう
- ・残った食材は、別の料理に活用しましょう
- ・外食での食べ残しを防ぐために量を減らしてもらおうなどの工夫をしましょう

**3010サンマルイチマル運動**  
3010運動は、宴会での食べ残しを減らすための取り組みです。幹事さんが「食事始めの30分、最後の10分は自席で料理を楽しみましょう」と呼び掛けて、食品ロスの削減につなげましょう。  
忘年会や新年会が続くこれからの時期、一人一人が「もったいない」を心掛け、楽しくおいしく宴会を楽しみましょう。



☎(32)1598  
衛生環境課 廃棄物対策係

**年末年始のごみ収集スケジュール**

分別ごみ 宇城市総合カレンダーで確認してください。

燃えるごみ	地区	時期	通常収集
月・木	年末	12月27日☎まで	(特別収集) 12月30日☎
火・金	年始	1月7日☎から	
収集地区	年末	12月28日☎まで	
収集地区	年始	1月4日☎から	

**クリーンセンターへの自己搬入**  
**期間** 12月28日☎〜12月30日☎  
平成31年1月4日☎から

**年末のし尿のくみ取り**  
**受付期間** 12月20日☎  
**業務終了日** 12月28日☎

収集業者	電話番号
(有)新和	(53)0121
(有)三角環境	(52)4150
(株)松清	(33)0131
(株)オカムラ	(33)4659
(有)小川清掃	(43)0471

☎(32)1598  
衛生環境課 廃棄物対策係